

第3部 震災対策計画

第1章 総則

「第1部総則」を準用する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第1節防災組織の整備・充実」を準用する。

第2節 応援協力体制の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第2節応援協力体制の強化」を準用する。

第3節 情報連絡体制の整備

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第3節情報連絡体制の整備」を準用する。

第6 震度情報ネットワークシステムの強化（市民安全課）

震度情報ネットワーク、震度計等、県、総務省消防庁、気象庁等の関係機関が整備を進めているシステムの活用に努めるとともに、可能な限り整備に協力する。

第4節 都市の防災対策

都市の総合的な防災対策及び建物の耐震・不燃化、窓ガラス、看板の落下防止対策、建物内の家具の転倒防止策を進め、被害の防止、軽減に努める。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・都市計画課・教育総務課・こども課
----	--

第1 都市防災に関する方針の明確化（都市計画課）

都市計画マスタープランをはじめとする各種都市計画・都市整備に関する計画において、都市防災に関する方針を明確にし、総合的な都市の耐震・不燃化を推進する。

第2 計画的な市街地整備の推進（道路河川課・建築住宅課・都市計画課）

地震に伴う火災発生の危険性、土地の特性を十分考慮した安全で計画的な土地利用が図れるよう、用途地域・防火地域等を指定し、建築物の用途の制限、建築物の不燃化の促進を図る。また、各種都市計画の手法を用いて、震災に強い計画的な市街地の整備を推進し、緊急車両の通行を阻害する狭い道路、火災の延焼拡大の要因となる住宅密集市街地の建物の建替えに努める。

第3 オープンスペースの確保（道路河川課・都市計画課）

公園、緑地、緑道等は、市民の憩いの空間となるだけでなく、災害時においては、重要な避難場所、樹林等による延焼防止帯となるため、土地区画整理事業等の面整備を実施する場合は、公園、緑地、緑道のオープンスペースを積極的に設置していく。

また、同様に、都市計画道路等の広幅員道路も延焼防止帯となるとともに、災害時の避難路や物資の輸送路として重要となるため、都市計画にあわせて整備を推進する。

【資料 8-1】 指定緊急避難場所

【資料 8-2】 指定避難所

第4 防災拠点施設整備の推進（市民安全課・市民協働推進課・教育総務課）

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第4節都市の防災対策の整備 第4 防災拠点施設整備の推進」を準用する。

第5 公共施設の安全化

（行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・建築住宅課・教育総務課・こども課）

公共施設は、多くの人が利用するとともに、災害時には避難施設や応急対策の拠点となることから、庁舎、学校、社会福祉施設、病院、不特定多数収容施設（体育館等）など、常に防災上重要な公共建築物の耐震診断、改良工事等により、施設の耐震性の向上に努めるとともに、ロッカー、書棚等の備品の転倒防止対策を行う。

1 防災拠点建築物

市は、応急対策の拠点となる庁舎や社会福祉施設などの防災拠点建築物については、必要な耐震診断を推進しており、逐次耐震工事に着手すると共に、災害発生時の施設の点検を実施し、施設の保全に努める。

なお、防災拠点建築物の新設・改築の際には、耐震性の一層の補強に努める。

2 教育施設

学校等教育施設の管理者及び市は、災害時における児童・生徒、教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

(1) 校舎等の耐震性の強化

校舎等は、耐震診断中であり、診断結果にあわせ耐震補強工事を進め、教育施設としての機能向上を基本に、耐震性の強化に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）の管理にあたっては、転倒、落下等の防止対策を実施し、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう十分配慮する。

第6 民間建築物の安全化（市民安全課・建築住宅課）

民間の建築物については、所有者の責務において安全対策を行うものであるため、市は、関係機関と連携し、耐震・不燃化に関する指導、広報に努める。特に、多数の者が利用する特殊建築物の防火、避難対策について指導に努める。

また、耐震化が進むよう、耐震診断等の支援に努めるとともに、広報紙、パンフレット等により耐震化等の地震に対する備えに関する啓発に努める。

第7 落下物・転倒等の防止対策（市民安全課・建築住宅課）

建築物の所有者・管理者が、外装材・看板の落下防止対策、ブロック塀等の倒壊防止対策、家具の転倒防止対策等を実施するよう、市は、関係機関と連携し指導、広報に努める。特に主要通学路沿い、避難所周辺のブロック塀を対象に、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、倒壊のおそれのあるものに対しては、積極的に指導を進める。

第8 建物内の安全対策（市民安全課・建築住宅課）

建物内の家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するために、家具の固定に関わる方法や固定材料について、広報紙、パンフレット等による普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

第9 建築物の応急危険度判定体制の整備（建築住宅課）

大規模な地震災害が発生した場合、被災建築物の安全性を確認する応急危険度判定活動の実施が必要となる。そのため、（公社）福島県建築士会との協定に基づく情報収集等の協力体制の強化を図るとともに実施体制を整備する。

【資料 4-6】災害時における民間事業者との協力に関する協定等一覧

第5節 上水道・下水道施設の強化

地震災害により、上水道・下水道施設に被害が発生した場合、市民の生活、応急対策の実施に大きな影響を及ぼすため、施設の管理者は、施設の震災対策に努めるとともに、地震災害により施設が被災した場合、迅速に応急復旧活動を実施する体制の整備に努める。

担当 【本庁】経営課・水道施設課・下水道施設課

第1 上水道施設の強化（経営課・水道施設課）

1 上水道施設の安全化

市は、水道水の安定供給、地震災害時の施設被害の軽減を図るため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、必要に応じて、老朽化した配水管の交換、配水塔及び調整池に緊急遮断弁の設置等を実施し、水道施設の安全化に努める。

2 応急復旧用資機材の確保

水道事業者は、上水道施設が被災した場合に備え、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておくものとする。あわせて調達体制の整備に努める。

3 相互応援

水道事業者は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者、日本水道協会、管工事組合等、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応援復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図るものとする。

第2 下水道施設の強化（経営課・下水道施設課）

1 排水機能の確保

市は、浸水被害の軽減を図るため、下水道処理機能を確保し、関係機関と連携してポンプ場等の下水道施設の安全化対策を実施する。また、災害時においては、最小限の排水機能が確保できるよう努める。

2 応急復旧用資機材の確保

下水道事業者は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図るものとする。また、地震発生後に速やかに対応できるように、下水道台帳及び維持管理録を一体として整理し、さらに優先調査する必要のある箇所情報を整理しておくものとする。

3 要員の確保

応急復旧活動に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道関連業者等と災害時の応援協定等の締結を進めるものとする。

第6節 道路・鉄道施設の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第6節道路・鉄道施設の強化」を準用する。

第7節 電力・ガス・電気通信施設の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第7節電力・ガス・電気通信施設の強化」を準用する。

第8節 土砂災害予防対策

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第9節土砂災害予防対策」を準用する。

第6 地震災害等の予防の推進（市民安全課・農政課・道路河川課）

地震による土砂災害等の地盤災害を予防するため、地形や地質を十分に理解し、自然特性に応じた土地利用を計画的に実施する。

また、余震等による二次災害を防止するため、土砂災害の危険箇所を点検する体制の整備、危険箇所の警戒体制を図るとともに、広報紙・パンフレットによる土砂災害危険箇所等の住民への周知について努める。

第9節 消防体制の整備

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第11節消防体制の整備」を準用する。

第10節 緊急輸送体制の整備

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第12節緊急輸送体制の整備」を準用する。

第11節 避難対策の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第13節避難対策の強化」を準用する。

第 12 節 医療（助産）救護・防疫体制の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第14節医療・（助産）救護・防疫体制の強化」を準用する。

第 13 節 食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第15節食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備」を準用する。

第 14 節 消消防災ヘリコプター活用体制の整備

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第16節消防防災ヘリコプター活用体制の整備」を準用する。

第 15 節 防災教育の充実

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第17節防災教育の充実」を準用する。

第 16 節 防災訓練の実施

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第18節防災訓練の実施」を準用する。

第 17 節 自主防災組織の整備

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第19節自主防災組織の整備」を準用する。

第 18 節 要配慮者支援体制の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第20節要配慮者支援体制の強化」を準用する。

第 19 節 ボランティアとの連携体制の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第21節ボランティアとの連携体制の強化」を準用する。

第 20 節 文化財予防対策の強化

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第22節文化財予防対策の強化」を準用する。

第 21 節 危険物施設等の安全性の向上

第 2 部一般災害対策計画第 1 章災害予防計画「第 23 節危険物施設等の安全性の向上」
を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

地震発生に伴う災害が発生した場合、市は、被害状況、二次災害の拡大の危険性等の状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。

担当	【本庁】市民安全課班・人事課班・道路河川課班・全班
----	---------------------------

第1 災害応急対策の防災行動計画

第2編一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第1節応急活動体制の確立 第1 災害応急対策の防災行動計画」に準じて実施する。

第2 配備体制の基準・動員配備（市民安全課班・全班）

各配備体制の配備基準及び職員の動員配備は次のとおりとする。

各職員は、地震が発生した場合、配備基準により次の配備体制を確立する。特に夜間、勤務時間外に相当規模の地震が発生した場合、被害の状況により参集できない職員も発生することから、職員の参集状況を把握し情報の収集をはじめ、効率的に応急対策を実施する。

1 災害対策本部設置前：震度4

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
警戒配備	<ul style="list-style-type: none">市内で震度4の地震を観測したとき。その他、特に総務部長が必要と認めたとき。	総務部長	<ul style="list-style-type: none">総務部長、建設部長市民安全課長、道路河川課長市民安全課で必要な職員、道路河川課で必要な職員地震に伴う災害に関係する部課において必要な職員

2 災害対策本部設置前後：震度 5 弱、5 強

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
第1非常配備	災害対策本部設置前 ・市内で震度 5 弱・5 強の地震を観測したとき。 ・その他、特に総務部長が必要と認めたとき。	総務部長	・全部長、全課（廻）長、各施設長 ・地震に伴う災害に関する部課において必要な職員（全職員の半数程度） <被災状況の推移により災害対策本部の設置に移行できる体制>
	災害対策本部設置後 ・市内で震度 5 弱・5 強の地震を観測し、市内に大規模な災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがあるとき。 ・その他、特に市長が必要と認めたとき。	本部長（市長）	・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、全課（廻）長、各施設長 ・消防長 ・消防団長 ・地震に伴う災害に関する部課において必要な職員（全職員の半数程度） <被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制>

3 災害対策本部設置後：震度 6 弱以上

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
第2非常配備	・市内で震度 6 弱以上の地震を観測したとき。 ・その他、特に本部長（市長）が必要と認めたとき。	本部長（市長）	自動的に災害対策本部を設置 全職員動員 通信途絶による動員伝達が不能となる事態が予想されるので、地震情報により自主参集する。

第3 活動の要点（市民安全課班・道路河川課班）

各配備体制における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

1 災害対策本部設置前：震度4

配備体制	動員配備職員	活動の要点
警戒配備	総務部長	<ul style="list-style-type: none">・地震情報等を受領し、必要に応じて市長へ報告するとともに、各配備課長へ送付する。・地震発生に伴う、被災状況を判断し対応する措置を検討して、必要に応じ市長へ報告のうえ指示を仰ぐ。
	配備につく課長	<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連絡を取るとともに、被災情報を収集し、総務部長へ報告する。・必要に応じ総務部長席に参集して相互に情報を交換する。・地震情報または連絡に即応して隨時待機職員に対し必要な指示を行う。・所要の人員を配置し、資機材を準備する。
	配備につく各職員	<ul style="list-style-type: none">・地震情報及び被災情報を収集し、所属課長に報告する。・自己の所属する課の所定の場所に待機する。

2 災害対策本部設置前後：震度5弱、5強

配備体制	動員職員	活動の要点
第1非常配備	災害対策本部設置前	<p>総務部長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震情報等を受領し、必要に応じて市長へ報告するとともに、各部長へ送付する。 ・地震発生に伴う、被災状況を判断し対応する措置を検討して、必要に応じ市長へ報告のうえ指示を仰ぐ。 <p>各部長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況を各課（廻）長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。 <p>各課（廻）長 各施設長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長（各施設長においては所管課長）に報告する。 <p>配備につく各職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。
	災害対策本部設置後	<p>市長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課（廻）長への指示を行う。 ・避難情報の発令を検討する。 ・被災状況の推移により、第2非常配備に移行するかの判断を行う。 <p>副市長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 <p>教育長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副本部長として市長を補佐する。 <p>総務部長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、隨時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 <p>企画政策部長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、地震災害に関する情報の周知を図る。 ・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 <p>各部長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況を各課（廻）長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。 <p>消防長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部員として消防本部へ指示を伝達する。 <p>消防団長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部員として各分団へ指示を伝達する。 <p>各課（廻）長 各施設長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長（各施設長においては所管課長）に報告する。 <p>配備につく各職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。

3 災害対策本部設置後：震度6弱以上

配備体制	動員職員	活動の要点
第2非常配備 災害対策本部設置後	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課（廻）長への指示を行う。 ・避難情報の発令を検討する。 ・県への応援要請、自衛隊の派遣要請等の判断を行う。
	副市長	<ul style="list-style-type: none"> ・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・副本部長として市長を補佐する。
	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、隨時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	企画政策部長	<ul style="list-style-type: none"> ・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、地震災害に関する情報の周知を図る。 ・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	各部長	<ul style="list-style-type: none"> ・状況を各課（廻）長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。
	消防長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部員として消防本部へ指示を伝達する。
	消防団長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部員として各分団へ指示を伝達する。
	各課（廻）長 各施設長	<ul style="list-style-type: none"> ・部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長（各施設長においては所管課長）に報告する。
	配備につく各職員	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。

第4 県等への報告（市民安全課班）

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第1節応急活動体制の確立 第4県等への報告」に準じて実施する。

第5 勤務時間外等の非常参集及び非常連絡（市民安全課班・人事課班・全班）

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第1節応急活動体制の確立 第5勤務時間外等の非常参集および非常連絡」に準じて実施する。

第6 消防団員等の動員（市民安全課班・消防団）

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第1節応急活動体制の確立 第6消防団員等の動員」に準じて実施する。

第2節 災害対策本部の設置

大規模な地震災害が発生した場合、市は、設置基準により災害対策本部を設置し、動員計画に基づく組織及び機能のすべてをあげて応急対策にあたる。

担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・全班
----	----------------------

第1 災害対策本部の設置及び解散（市民安全課班・行政管理課班・全班）

市長は、地震災害が発生した場合において、必要と認めたときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく須賀川市災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

また、市長は、地震発生に伴う災害の危険がなくなったとき、または災害発生後における災害応急対策がおおむね終了したときは、本部を解散する。

第2 災害対策本部の設置基準（市民安全課班・全班）

災害対策本部の設置は、次の基準に該当するとき。

市内で震度5（強・弱）の地震を観測し、市内に大規模な災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがあるとき。

市内で震度6弱以上の地震を観測したときには、自動的に設置する。

第3 意思決定者不在時の措置（市民安全課班）

市長が公務、被災等により不在、連絡が取れない場合は、副市長が決定し、それも困難な場合は総務部長を第2順位、企画政策部長を第3順位とする。自衛隊への災害派遣要請等、緊急を要する判断についても同様とする。

第4 災害対策本部の設置場所（市民安全課班・行政管理課班）

災害対策本部は、本庁市政経営会議室に設置するものとし、被害等により使用不能な場合は、状況を判断し、本部長（市長）が公共施設等を指定し設置する。

第5 災害対策本部の設置の報告・通知（市民安全課班）

市長は、災害対策本部を設置、または廃止したときは、速やかに県及び関係機関に通報する。災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部室に本部室を示す標識を設置する。

第6 本部会議の開催（市民安全課班・全班）

本部長は、本部長、副本部長及び各本部員で組織した本部会議を開催し、災害応急対策の具体的な事項について協議する。なお、本部会議においては、必要な場合、各

班員（市職員）、関係機関の職員、団体等の関係者の出席を求める。

本部会議での主な協議・決定・指示事項は、次のとおりとし、決定事項は、速やかに各部、各班に伝達する。

- ・地震情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ・避難所の開設に関すること。
- ・救出・救援に関すること。
- ・応急医療対策に関すること。
- ・応急給水に関すること。
- ・公共施設の応急復旧作業に関すること。
- ・食料の配給、調達に関すること。
- ・自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- ・災害救助法の適用に関すること。
- ・県及び他の市町村、公共機関に対する応援の要請に関すること。
- ・避難のため立ち退きの指示に関すること。
- ・災害対策に要する経費の措置方法に関すること。
- ・義援金品の募集及び配分に関すること。
- ・その他災害に対する必要な事項
- ・本部の配備体制の切替及び廃止に関すること。

第7 現地災害対策本部の設置（市民安全課班・全班）

本部長（市長）は、地震災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めたときは、組織及び設置場所等を定めて現地災害対策本部を設置する。

第8 複合災害発生時の体制（市民安全課班・全班）

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の設置 第8複合災害発生時の体制」を準用する。

第9 災害対策本部の組織（市民安全課班・全班）

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の設置 第9災害対策本部の組織」を準用する。

第10 災害対策本部の事務分掌（市民安全課班・全班）

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の設置 第10災害対策本部の事務分掌」を準用する。

第3節 災害情報の収集・伝達

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第3節災害情報の収集・伝達」に準じて実施する。

第1 情報の収集・伝達（市民安全課班・全班）

特に夜間、勤務時間外に相当規模の地震が発生した場合、被害の状況により参集できない職員も発生し、組織的な情報の収集が困難となるおそれもあるため、限られた職員により効率的な情報収集を実施する。

参集する職員は、被害の状況を把握しながら参集する。

なお、詳細については、「第2部一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第3節災害情報の収集・伝達」を参照のこと。

第4節 通信の確保

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第4節通信の確保」に準じて実施する。

第5節 相互応援協力

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第5節相互応援協力」に準じて実施する。

第6節 災害広報

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第6節災害広報」に準じて実施する。

第7節 水防計画

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第7節水防計画」に準じて実施する。

第8節 消火活動

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第8節消火活動」に準じて実施する。

第9節 救助・救急

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第9節救助・救急」に準じて実施する。

第10節 自衛隊の災害派遣

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第10節自衛隊の災害派遣」に準じて実施する。

第11節 避難

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第11節避難」に準じて実施する。

第12節 医療（助産）救護

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第12節医療（助産）救護」に準じて実施する。

第13節 緊急輸送対策

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第13節緊急輸送対策」に準じて実施する。

第14節 警備活動及び交通規制措置

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第14節警備活動及び交通規制措置」に準じて実施する。

第15節 防疫及び保健衛生

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第15節防疫及び保健衛生」に準じて実施する。

第16節 廃棄物処理対策

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第16節廃棄物処理対策」に準じて実施する。

第 17 節 救援対策

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 17 節救援対策」に準じて実施する。

第 18 節 被災地の応急対策

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 18 節被災地の応急対策」に準じて実施する。

第 8 被災建築物応急危険度判定活動の実施（建築住宅課班）

市は、地震により建築物に大きな被害を受けた場合は、必要に応じ、被災建築物応急危険度判定活動実施本部を設置し、協定に基づき（公社）福島県建築士会に被災情報の収集を要請する。

その収集した情報を用いて、県と連携して被災建築物応急危険度判定士の協力を得ながら、応急危険度判定活動を実施する。

なお、本活動の意義及び内容等については、市民に周知する。

第 19 節 死者の搜索・遺体の処理等

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 19 節死者の搜索・遺体の処理等」に準じて実施する。

第 20 節 生活関連施設の応急対策

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 20 節生活関連施設の応急対策」に準じて実施する。

第 21 節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 21 節道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策」に準じて実施する。

第 22 節 文教対策

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 22 節文教対策」に準じて実施する。

第 23 節 避難行動要支援者対策

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 23 節避難行動要支援者対策」に準じて実施する。

第 24 節 N P O ・ ボランティア等との連携

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 24 節N P O ・ ボランティア等との連携」に準じて実施する。

第 25 節 危険物施設等災害応急対策

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 25 節危険物施設災害応急対策」に準じて実施する。

第 26 節 災害救助法の適用等

第 2 部一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画「第 26 節災害救助法の適用等」に準じて実施する。